

# 平成 25 年度事業計画

公益財団法人東京弁護士会育英財団

## 1. 学資金の貸与

本年度の奨学生の新規採用は 4 名以内とし、新規採用者への貸与金額は、1,680,000 円までとする。

## 2. 奨学生の適正の確認

本育英財団の事業の趣旨目的から考えて、奨学生全員にレポートの提出を求め、奨学生にふさわしいか否かの確認を行う。

## 3. その他目的を達成するため必要な事業

認定公益財団法人になったことを幅広く広報し、あわせて広く寄付金を募集する。

# 平成 25 年度事業計画

財団法人東京弁護士会育英財団

## 1. 学資金の貸与

本年度の奨学生の新規採用は 4 名以内とし、新規採用者への貸与金額は、1,680,000 円までとする。

## 2. 奨学生の適正の確認

本育英財団の事業の趣旨目的から考えて、奨学生全員にレポートの提出を求め、奨学生にふさわしいか否かの確認を行う。

## 3. その他目的を達成するため必要な事業

特になし。